

わかる！司法書士 解法パターンで学ぶ書式80

平成26年6月20日に会社法の一部が改正され、平成27年5月1日に施行されます。また、平成27年2月27日に商業登記規則も改正されています。それにもない、本書の内容に変更が生じる箇所があります。本書においては、登記申請日を平成24年7月としています。ここでは改正後の会社法を前提とした場合の修正箇所を示します。

また、修正の内容は、解答に影響する箇所に限られます。

○Pattern 1

p28 株式会社変更登記申請書の添付書類欄に「本人確認証明書 1通」を加える

p29 瑕疵判断に次の文章を加える

「⑨ 取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請（再任を除く。）について、当該登記の申請書に印鑑証明書を添付することとなる場合を除き、本人確認証明書として住民票の写し等の添付が必要となります（規61V）。」

○Pattern 2

p33 瑕疵判断に次の文章を加える

「③ 取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請（再任を除く。）について、当該登記の申請書に印鑑証明書を添付することとなる場合を除き、本人確認証明書として住民票の写し等の添付が必要となります（規61V）。」

○Pattern 4

p42 別紙3の3の下に次の文を挿入

「4 代表取締役甲野太郎のみが登記所に印鑑を提出している代表者である。」

p45 瑕疵判断に次の文章を加える

「⑤ 印鑑の提出をしている代表取締役又は代表執行役の辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役等が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければなりません。ただし、当該印鑑と当該代表取締役等が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、印鑑証明書の添付は不要です（規61VI）。」

○ Pattern 7

p59 瑕疵判断に次の文章を加える

「⑤ 取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請（再任を除く。）について、当該登記の申請書に印鑑証明書を添付することとなる場合を除き、本人確認証明書として住民票の写し等の添付が必要となります（規61V）。本件では重任（再任）ですので不要となります。」

○ Pattern11

p74 別紙1の登記事項証明書の概要の役員区が一番下に次の文章を加える

「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」

○ Pattern15 p92～p93の解答例を次のとおり変更〔網掛の箇所が追加・変更した事項となります。〕

⇒監査役設置会社の定め設定

株式会社変更登記申請書	
1 登記の事由	監査役の変更 監査役設置会社の定め設定 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め設定
1 登記すべき事項	平成24年6月28日就任 監査役 丁野四郎 平成24年6月28日 監査役設置会社の定め設定 同日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め設定
1 登録免許税	金4万円
1 添付書類	株主総会議事録 1通 就任を承諾したことを証する書面 株主総会議事録の記載を援用する 本人確認証明書 1通 委任状 1通

判断のポイント

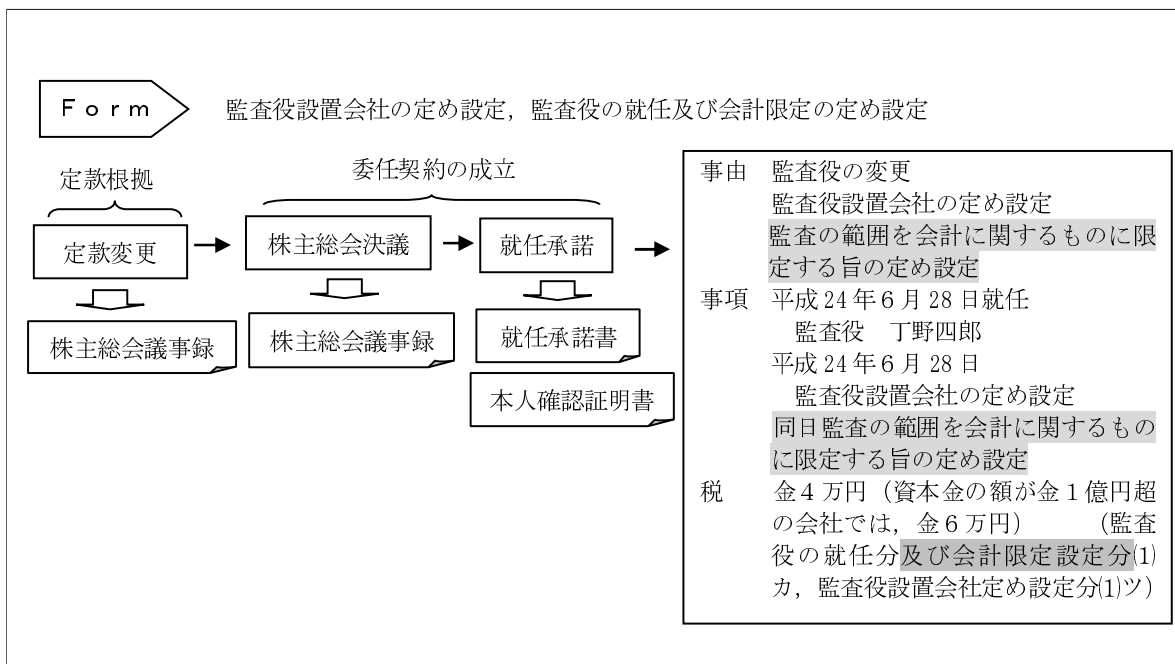
(1) 原因関係の判断

任意機関である監査役を設置すれば、監査役設置会社である旨が「会社状態区」の登記すべき

事項となり（会911Ⅲ⑰）、変更登記の申請が必要となります（会915Ⅰ）。

また、監査役の氏名及び監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めが「役員区」の登記すべき事項とされていますため（会911Ⅲ⑰）、監査役の就任による変更登記を上記の登記と同時申請しなければならない（法24⑥）。

(2) 実体構造と添付書面



(3) 瑕疵判断

- ① 監査役は、定款で定めて設置する任意機関であるため（会 326Ⅱ）、会社との委任契約を締結する前提として定款の定めが必要となり、定款変更のための株主総会の決議が必要となります（会 466, 同 309Ⅱ⑩）。定款の定めは、株主総会議事録を添付することで立証します（法 46Ⅱ）。
- ② 監査役が就任するには、株主総会の選任決議（会 329Ⅰ）の他、会社と被選任者との間で、委任契約の締結が必要であるため（会 330）、申込みに対応する株主総会の議事録の他、承諾に相当する就任承諾書（法 54Ⅰ）を添付します。選任決議の株主総会議事録は、署名義務が廃止されていますが、席上就任承諾の旨が議事録に記載されていれば、当該記載を援用できます。
- ③ 非公開会社であれば、定款で定めて監査役の権限を会計監査に限定することができ、その定めは登記事項となります（会 911⑰イ）。権限限定監査役は、取締役会への出席権限を有しませんが、取締役会に出席すれば署名義務を負います。
- ④ 監査役は、取締役、代表取締役と異なり、就任承諾書、選任決議の議事録についての印鑑証明書の添付は問題となりません。
- ⑤ 取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請（再任を除く。）について、当該登記の申請書に

印鑑証明書を添付することとなる場合を除き、本人確認証明書として住民票の写し等の添付が必要となります（規 61V）。

○ Pattern17

p98 別紙 1 の登記事項証明書の概要の役員区が一番下に次の文章を加える

「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」

○ Pattern17の解答例を次のとおり変更〔網掛の箇所が追加・変更した事項となります。〕

⇒監査役の権限限定の定め廃止に伴う任期満了及び重任

株式会社変更登記申請書	
1 登記の事由	監査役の変更 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止
1 登記すべき事項	平成 24 年 6 月 28 日 監査役 丁野四郎 重任 平成 24 年 6 月 28 日 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止
1 登録免許税	金 1 万円
1 添付書類	株主総会議事録 1 通 就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する。 委任状 1 通

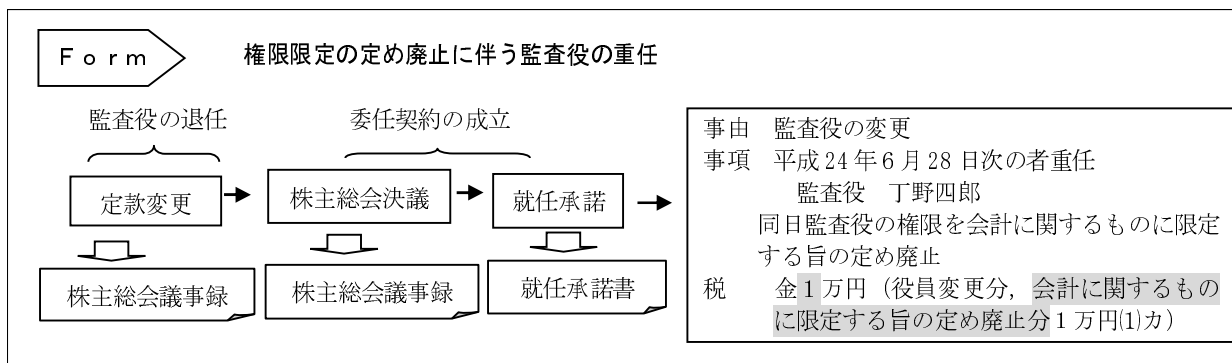
判断のポイント

(1) 原因関係の判断

任意機関である監査役の氏名は、「役員区」の登記事項であるため（会911Ⅲ⑰ロ）、監査役が任期満了により退任すれば、退任による変更登記の申請が必要となります（会915Ⅰ）。また、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めも、「役員区」の登記事項であるため（会911Ⅲ⑰イ）、当該定めを廃止した場合、変更登記の申請が必要となります（会915Ⅰ）。

監査役は、①任期満了又は辞任により退任し、②会社法又は定款で定める員数に欠員すれば、権利義務監査役となり（会346Ⅰ）、退任登記が許されません。本問では、丁野四郎の退任により監査役が欠けることになるため、丁野四郎は権利義務者となるはずであるが、員数に満ちた後任者として同人を監査役に予選しており、退任の効力発生時点において監査役が欠けることがないため、権利義務監査役に該当せず、重任登記を適法に申請できます。

(2) 実体構造と添付書面



(3) 瑕疵判断

- ① 本問の会社は、非公開会社であるため、監査役の任期を「選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」に伸長する例外が認められている(会336Ⅱ)。
- ② 非公開会社では、定款で定めれば監査役の権限を会計監査に限定でき(会389Ⅰ)、その定めは登記事項です(会389Ⅰ)。この監査役の権限限定の定めを設けている会社がその定めを廃止する定款変更をした場合、定款変更の効力発生時に在任中の監査役の任期は満了します(会336Ⅳ③)。監査役の権限限定の定めを廃止すれば、監査役の権限は業務監査を含むものに拡張され、監査役に求められる資質・要件が異なるため改選すべきだからです。本問は、本来、任期中である監査役丁野四郎が上記の定款の定めを廃止することで任期満了退任するケースです。なお当然、監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止の登記も必要となります。
- ③ 本問は、定款の定めを廃止の効力を総会の終結時に発生させる条件又は期限が付されており、その効力発生前に後任者である丁野四郎を再選しているため、総会終結時に任期が満了すると同時に就任の効力が生ずることになるため「重任」の登記を申請できることとなります。
- ④ 取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請(再任を除く。)について、当該登記の申請書に印鑑証明書を添付することとなる場合を除き、本人確認証明書として住民票の写し等の添付が必要となります(規61Ⅴ)。本件では重任再任ですので不要となります。

○ P a t t e r n 2 5 について問題全体を削除

理由：改正前においては、責任限定契約（会427条）を締結することができる取締役又は監査役は、社外取締役又は社外監査役に限られていましたが（会427 I），改正法においては、社外取締役又は社外監査役に限られなくなったことから（改正427 I），責任限定契約に関する定款の定めがある場合であっても、社外取締役である旨又は社外監査役である旨は、登記事項ではなくなりました（改正911Ⅲ㊸参照）。したがって、この問題自体が成り立たなくなったため、問題を削除します。

○ P a t t e r n 2 7

p138 登記事項証明書の概要を次のとおり差換え

「商号 株式会社 A B

資本金の額 金 1 億円

取締役 甲野太郎 取締役 乙野二郎 取締役（社外取締役）丙野三郎

取締役（社外取締役）丁野四郎

取締役 戊野五郎 取締役 己野六郎

特別取締役甲野太郎 特別取締役乙野二郎 特別取締役丙野三郎

甲市乙町一丁目 1 番 1 号

代表取締役 甲野太郎

監査役 山川司

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

特別取締役に関する事項 特別取締役による議決の定めがある。」

p138 解答例を次のとおり差換え

株式会社変更登記申請書

1 登記の事由 社外取締役丙野三郎 **社外性喪失**

1 登記すべき事項 平成 24 年 6 月 28 日

社外取締役 丙野三郎 **社外性喪失**

1 登録免許税 金 1 万円

1 添付書類 委任状 1 通

○ Pattern29

p150 2号議案の内容を次のとおり変更〔網掛の箇所が追加・変更した事項となります。〕

議長は、合併準備のため本日をもって、当社の株式2株を1株に併合し、発行可能株式総数を2,000株とする旨を詳細に説明し、その可否を議場に諮ったところ、満場一致で可決確定した。

p152 株式会社変更登記申請書の「登記の事由」「登記すべき事項」を次のように差換え〔網掛の箇所が追加・変更した事項となります。〕

- 「1 登記の事由 株式の併合
発行可能株式総数の変更
1 登記すべき事項 平成27年6月28日変更
発行済株式の総数 500株
発行可能株式総数 2,000株」

p153 瑕疵判断③④を次のとおり差換え

③ 株式の併合をしようとする場合、効力発生日における発行可能株式総数を定める必要があります（会180Ⅱ④）。この場合、効力発生日に、当該の定めに従い、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます（会182Ⅱ）。

④ 株券提供公告は、効力発生日の1か月前までにしなければならないため（会219Ⅰ本文）、効力発生日の1か月と1日以前の日公告及び通知をすれば適法となります。株券の提供は、別紙3司法書士の聴取記録1に定められているように、平成27年6月28日まで行うことができますが、株式の併合の効力は決議時点において発生しているため、平成27年6月28日中に申請をすることができます。」

○ Pattern47

p225 別紙 司法書士の聴取記録 を 次のとおり差換え

- 「1 平成24年5月27日、東京経済新聞に普通株式についての株券提供公告をなし、普通株式の株主及び登録株式質権者に通知した。なお、株主への通知は、取得価格決定の申立てのための全部取得条項付種類株式を取得する旨の通知を兼ねている。また、全部取得条項付種類株式の取得価格決定の申立てをした株主はいない。また、事前開示手続、事後開示手続についても適切に行われている。」

p227 瑕疵判断③の下に次の文章を挿入

「④ 株式会社は、取得日の20日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知し、又は公告しなければなりません（会172Ⅱ，Ⅲ）。また、全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、事前開示及び事後開示の手続が必要となります（会171条の2Ⅰ，会173条の2Ⅰ，Ⅱ）。」

○ Pattern63

p310 株式会社変更登記申請書の添付書類欄に「本人確認証明書 1通」を加える

p311 判断のポイントの⑤の下に次の文章を挿入

「⑥ 取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請（再任を除く。）について、当該登記の申請書に印鑑証明書を添付することとなる場合を除き、本人確認証明書として住民票の写し等の添付が必要となります（規61Ⅴ）。本件では、取締役甲野太郎は印鑑証明書を添付しているので不要ですが、監査役乙野二郎について添付が必要となります。」

○ Pattern67

p326 瑕疵判断③の下に次の文章を挿入

「④ 取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請（再任を除く。）について、当該登記の申請書に印鑑証明書を添付することとなる場合を除き、本人確認証明書として住民票の写し等の添付が必要となります（規61Ⅴ）。本件では就任した甲野太郎が印鑑証明書を提出しているため不要となります。」